

新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口の開設について

令和 2年 2月 14日
厚生労働省群馬労働局
(R2.2.17更新)

新型コロナウイルス感染症による観光などの経済活動等への影響に伴い生じる、職場の労働問題（労働条件、安全衛生、雇用の維持・確保に関する助成金等）に関する特別労働相談窓口を開設いたしました。

記

1 開設期間・対応時間

令和2年2月14日(金)から当面の間 月曜～金曜の8:30～17:15（土日、祝日を除く）

2 特別労働相談窓口

群馬労働局 雇用環境・均等室 総合労働相談コーナー
群馬県前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階 TEL027-896-4739

※ 雇用調整助成金については、職業対策課（群馬県前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社
総合ビル TEL027-210-5008）にお問い合わせください。

※ **労働相談以外の相談**につきましては、以下の窓口へお問い合わせください。

○厚生労働省の電話相談窓口

今般の新型コロナウイルス感染症の発生について、厚生労働省の電話相談窓口を設置しております。

- ・電話番号：0120-565653（フリーダイヤル）
- ・受付時間：9:00～21:00（土日、祝日も実施）

○帰国者・接触者相談センター

以下の症状がある方は、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」に相談ください。

- ・風の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。
（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

保健所の連絡先や管轄地域は、以下厚生労働省HPをご参考願います。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html